

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 (製造・サービス業等)について

【概要】

平成28年7月

自立・帰還支援雇用創出企業立地補助事業事務局

本資料は概要版ですので、応募の際は公募要領を必ずご確認ください。

1. 本補助金の概要

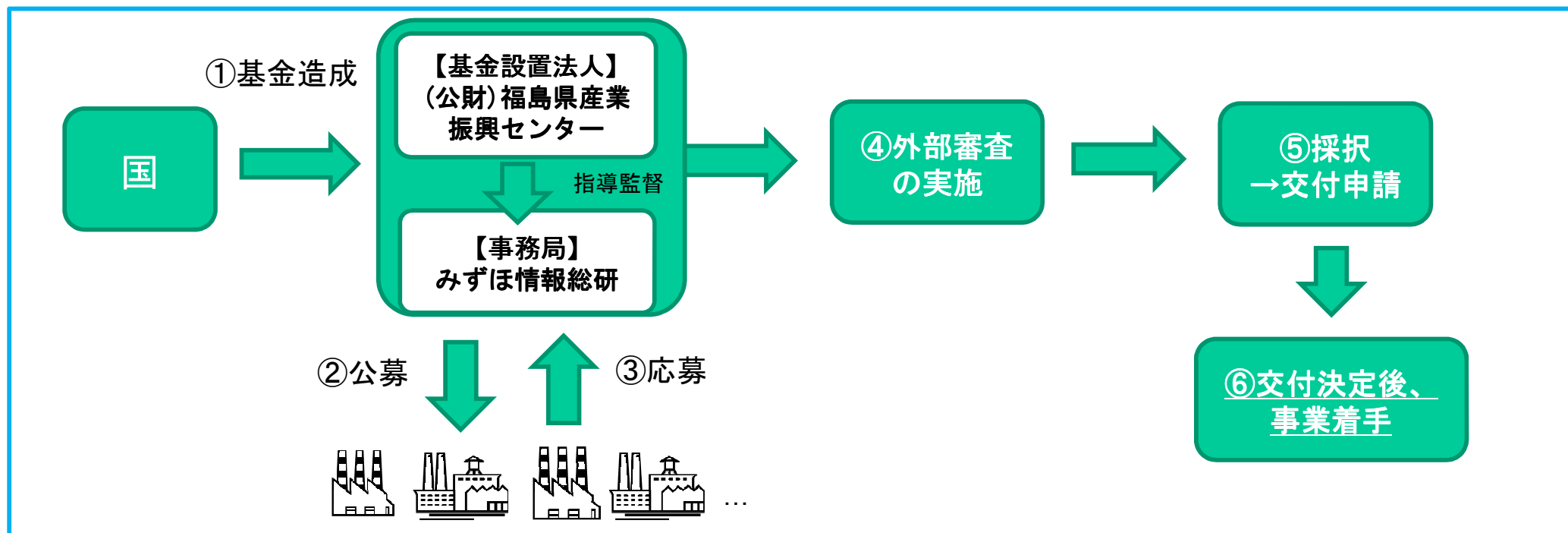
(1) 目的

- 被災者の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、福島県の避難指示区域等を対象に、工場等の新增設を行う企業を支援し、雇用の創出及び産業集積を図る。加えて、住民の帰還や産業の立地を促進するため、商業回復を進める。

(2) 予算

320.0億円（平成28年度当初予算）

(3) スキーム



2. 補助対象要件

(1) 補助対象者

対象地域(後述)内において、下記の対象施設を新增設しようとする民間事業者

(2) 対象施設・設備

① 工場

製造業の用に供される施設

② 物流施設

自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通に伴う簡易な加工を行う事業場

③ 試験研究施設

製造業を営む者が、高度な技術を製品開発に利用するための試験又は研究を行う施設

④ コールセンター、データセンターの用に供される施設

コールセンターについてはコールセンター業の用に供される施設、データセンターについては情報サービス業又はインターネット付随サービス業のうちデータセンターの用に供される施設

⑤ 店舗

卸売業、小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業の用に供される施設

⑥ 宿泊施設

宿泊業の用に供される施設のうち、認定復興推進計画その他市町村が策定する計画に沿ったものとして市町村長が作成する「市町村復興計画等確認書」(様式)が申請書に添付され、かつ、第三者委員会が操業後10年以上の経営の継続が見込まれると判断する施設

⑦ 社宅

上記①～⑥の施設(既に存在する施設を含む。以下「工場等」という。)に付帯する5戸以上の社宅であって、工場等が立地する市町村に立地する施設(※1、※2)

※1 工場等が避難指示区域に立地する場合、土地が取得できない場合その他やむを得ない事由のある場合は、工場等が立地する市町村以外の補助対象地域に立地することが可能。

※2 ※1の条件を踏まえて第三者委員会が本制度目的のために特に必要と認めるものに限り、補助対象地域外である次の地域(いわき市、相馬市、田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、新地町)に立地することも可能。

⑧ 機械設備

上記①～④の施設で行う事業の用に供される機械設備

⑨ 認定復興推進計画に基づく施設であり、福島県知事が特に認める施設であって、かつ基金設置法人が認める施設(以下、「知事特認施設」という。)

(3) 対象経費

工場立地に係る初期投資額(当該事業の用に供するものに限る。)

土地取得費(賃借料は対象外)、建物及び機械設備等の取得費、これらと合わせて実施する付帯工事費

※ 事業の用に供する投下固定資産額が5千万円未満

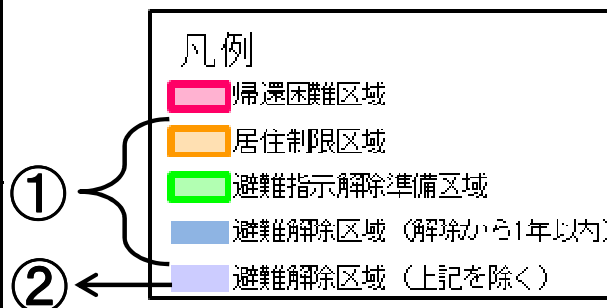
(⑤店舗・⑥宿泊施設・⑦社宅・⑨知事特認施設は、3千万円未満)

の案件については、補助対象外となります。

2. 補助対象要件（続き）

（4）補助対象地域・補助率・補助金の上限額

補助対象地域	①	川俣町の一部、飯舘村、葛尾村、川内村の一部、南相馬市の一部、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町の一部
	②	田村市の一部、川内村（①の地域を除く）、南相馬市の一部（①の地域を除く）、楡葉町（①の地域を除く）、広野町

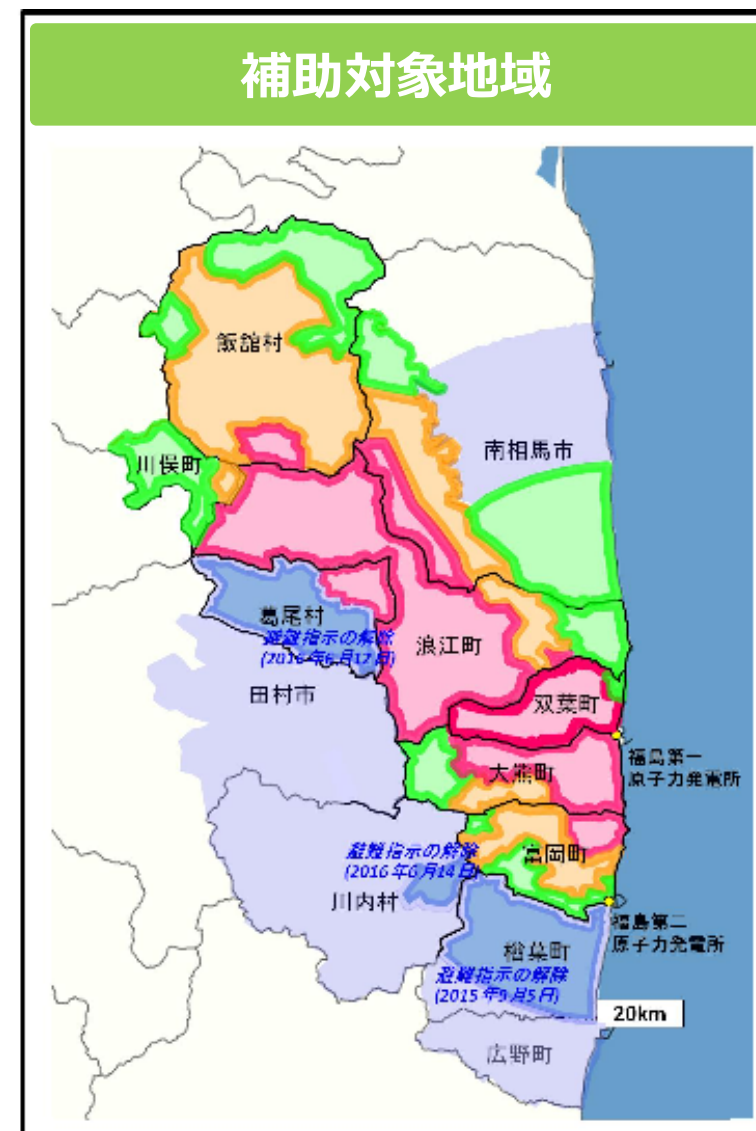


- ① 避難指示区域 及び
避難解除区域（避難解除後1年未満）
- 中小企業 3/4～2/3
 - 大企業 2/3～1/2

- ② 避難解除区域等
- 中小企業 2/3～1/2
 - 大企業 1/2～2/5

※個別の投資案件の補助率は、
外部審査委員会の評価結果によって決定されます。

【上限額】外部審査委員会の評価が特に高い案件は、50億円。その他の場合は、30億円。



2. 補助対象要件（続き）

（5）交付要件

○ 雇用要件について 投下固定資産額に応じた新規地元雇用(※1)を要件とします。

投下固定資産額※3	新規地元雇用者数
3千万円以上※2	2人以上
5千万円以上	3人以上
1億円以上	5人以上
10億円以上	10人以上
20億円以上	20人以上
30億円以上	30人以上
40億円以上	40人以上

投下固定資産額※3	新規地元雇用者数
50億円以上	50人以上
60億円以上	60人以上
70億円以上	70人以上
80億円以上	80人以上
90億円以上	90人以上
100億円以上	100人以上

※1「新規地元雇用者」については次ページ参照

※2「店舗」・「宿泊施設」・「社宅」・「知事特認施設」については、投下固定資産額3千万円未満を下限とします。
(他対象施設（工場等）は、5千万円未満を下限とします。)

※3 投下固定資産額とは、地方税法第341条に規定する固定資産のうち、対象施設について当該事業の用に供するものの取得価格の合計額をいいます。

○ 用地・建屋への投資について

- ・ 新規立地を支援する観点から、土地・建物の取得を推奨します。
- ・ ただし、被災地の事情等によって土地の取得が困難な場合があることから、建屋及び設備の投資計画も補助対象とします。（「店舗」・「宿泊施設」・「社宅」は設備のみの投資計画は補助対象外です。）

○ 投資計画発表の時期について

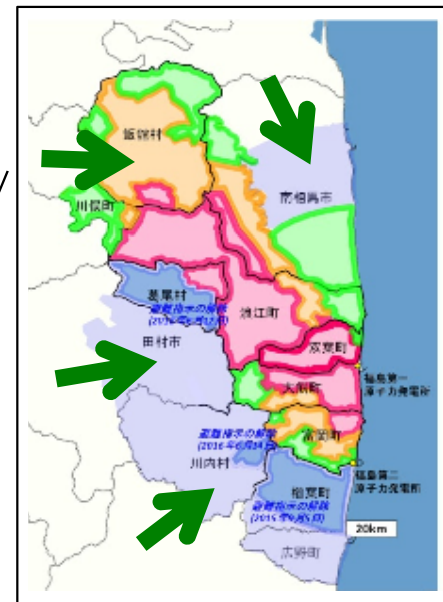
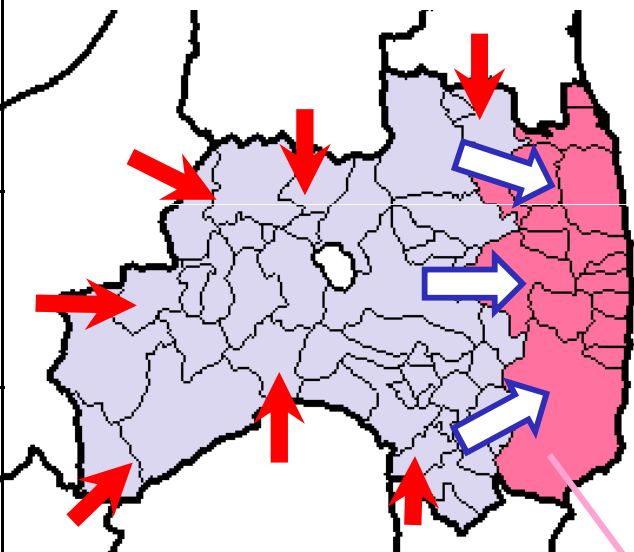
- ・ 当該補助事業に係る投資計画について、平成28年3月29日（平成28年度予算成立日）より前に対外発表した事業は、補助対象外です。

2. 補助対象要件（続き）

「新規地元雇用者」とは、

- (1) 補助事業者が交付決定日以降に新規立地する当該「工場等」で勤務することを前提として採用した「正社員」のうち、補助事業完了時において、福島県に住所を有し、勤務する者をいいます。
- (2) 新規立地する当該「工場等」で勤務するために補助対象地域外から補助対象地域内に「勤務地」を異動し、かつ「住所」を下記のとおり移転した正社員も含めることができます。

「新規地元雇用者」に含めることができる正社員		「福島県」外から 「福島県」内に 住所を移転
		「浜通り等15市町村」外から 「浜通り等15市町村」内に 住所を移転
		「補助対象地域」外から 「補助対象地域」内に 住所を移転



「浜通り等15市町村」…いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村

※住所の移転がない場合でも、
東日本大震災の発生時に補助対象地域内に住所を有していた者で、原発避難者特例法に基づき避難先の市町村に避難住民届を提出している者であり、かつ補助対象地域外から補助対象地域内に「勤務地」を異動した正社員であれば、新規地元雇用者に含めることができます。

3. その他

(1) 事前着手

- 補助事業の着手は、原則として交付決定後となります。(P1参照)
- 例外として、震災からの早期復興への貢献という趣旨に照らし、交付決定前に発注・購入・契約等を行わないことによって、企業立地の機会を失いかねない多大な損失が発生する等、事務局等が特に認めた場合に限って交付決定前の着手(事前着手)を認めることがあります。
- 具体的には、公募開始日以降、事務局から事前着手の承認を受けた場合には、当該承認日から交付決定日までの間に発注・購入・契約等を行った事業に要する経費を特例として補助対象とします。
ただし、他の申請案件と同一条件で採択審査が行われ、本補助金の交付決定が行われることが前提条件となります。

(2) 補助事業の実施期間

- 採択された後には、平成31年3月末までに交付申請を行う必要があります。
- 平成32年12月末まで補助事業を完了(建物建設、雇用等が全て完了している状態)し、平成33年3月末までに補助金支払を終了する必要があります。

(3) 収益納付

本補助制度では、収益納付条件は付しません。

(4) 返還規定

工場等の操業又は事務所の開設後10年以内に事業を休止、又は廃止したとき(災害や倒産等の場合を除く)、補助金の返還を求めるものとします。

4. 審査の観点

各応募案件について、以下の観点から外部審査委員による審査を行います。

(1) 基本的事項

補助対象要件 ① 立地地域(P5参照)
② 雇用創出義務量(P6参照) 等

※その他補助事業の実施体制、復興計画との整合性等も審査の対象となります。

(2) 加点項目

① 自立・帰還支援への貢献(経済波及効果、産業集積、復興への貢献度)
② 立地内容(投資計画の熟度、事業の将来性、雇用創出効果)
③ 企業立地支援の必要性 等

5. スケジュール・お問い合わせ先

○今後のスケジュール

- ・ 公募期間:平成28年7月7日(木)～平成28年9月30日(金)
- ・ 公募受付終了後、概ね2か月以内に採択結果を公表します。

○お問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 TEL:03-3501-1677 FAX:03-3501-6270
東北経済産業局 地域経済部 東日本大震災復興推進室	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 TEL:022-221-4813 FAX:022-265-2349
【基金設置法人】 公益財団法人福島県産業振興センター 企業支援部 自立・帰還支援チーム	〒960-8035 福島県福島市本町5-5(フコク生命ビル9階) TEL:024-573-5450 FAX:024-573-6930
福島県 商工労働部 企業立地課	〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16(西庁舎10階) TEL:024-521-8523 FAX:024-521-7935
【事務局】 みずほ情報総研(株) 社会政策コンサルティング部 (「自立・帰還支援雇用創出企業立地 補助事業事務局」担当)	〒101-0047 東京都千代田区内神田2-15-9(内神田282ビル7階) TEL:03-6826-8600 FAX:03-3256-7471